

JSBB 感染予防対策ガイドライン【令和5年3月16日更新版】

(加盟団体・登録審判員・登録チーム用)

公益財団法人 全日本軟式野球連盟

目 次

はじめに	【p3】
1. 軟式野球の活動を行う皆さんへ	【p3】
2. 共通感染予防対策	【p4】
3. 【感染予防対策①】 大会(イベント)開催時における注意事項	【p4】
4. 【感染予防対策②】 大会参加者の注意事項	【p5】
5. 【感染予防対策③】 運営側の対応	【p6】
6. 【大会中止および出場辞退勧告について】	【p6】
【参考資料】	【p8】

はじめに

本ガイドラインは、令和4年7月12日に発出したガイドラインから更新した内容となります。新型コロナウイルス感染症感染予防のために、チームの皆様（監督・コーチ・選手・スタッフ・応援者）ならびに大会運営に携わる全ての皆様に気を付けていただきたいことをまとめております。

なお、本ガイドラインは、現段階で得られている知見等に基づき作成しています。今後の知見集積及び各地域の感染状況を踏まえて、見直すことがあります。

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)上の位置づけが変更された以降は、**基本的対処方針及び「本ガイドライン」は廃止となり、各個人で自主的な感染対策を講じていただくこととなります。**
※(事務連絡令和5年2月10日付「マスク着用の考え方の見直し等について」を踏まえた業種別ガイドラインの見直しについて(依頼)一部抜粋)

また、チームの活動およびイベントの開催等の実施の判断に迷われた際は、開催地や施設が所在する都道府県のスポーツ主管課や衛生部局等へのご相談をお願いします。

1. 軟式野球の活動を行う皆さんへ

- ・軟式野球の活動によって「クラスター発生・感染拡大が生じないように、日頃から感染予防対策を徹底すること。やむを得ず感染してしまうケースもあるため、その患者や家族への人権に配慮し偏見や誹謗中傷を生み出さないこと。」が重要です。
- ・チーム(対戦相手も含む)及びスタッフ、審判員、大会関係者が安全、安心して軟式野球を楽しむためにも「体調不良のない者」かつ「感染予防対策を日頃から行っている者」が活動することが大前提になります。
- ・体調がおかしいと感じたら「**自主的に**休むこと」が大切です。
- ・チーム及び**選手**・スタッフ、審判員、大会関係者は、ガイドラインを遵守し、感染予防対策を実行してください。
- ・都道府県支部(連盟・協会)は、政府や自治体から発出されている通達を遵守し、地域の感染状況や正しい情報を**取り入れながら**、軟式野球競技の特性を踏まえた上で、事業や活動の可否について適切に判断してください。

2. 共通感染予防対策

◆共通感染予防対策

- ①体調がよくない場合(発熱、倦怠感、咳、咽頭痛、**下痢、関節痛、息苦しさ**など)は、自主的に参加を見合わせること。また、同居者に上記症状等がある場合は、**本人が参加を見合わせる必要はないが、自己の体調に留意する。**
- ②マスクの着用 ※不織布マスクを推奨
 - ・移動中ならびに練習・試合でのマスクの着用は、個人の判断に委ねることとする。
 - 但し、風邪症状(咳・鼻水・咽頭痛など)がある場合には、マスクを着用すること。
 - ※日頃から混雑した場所に行くときに感染から自身を守るための対策としてマスクの着用は効果的であることを理解し、マスクの着脱について、個人で判断すること。
- ③手指消毒の励行
 - ・こまめな手洗いと手指消毒を行うこと。
- ④**3密(密閉空間、密集場所、密接場面)の回避**

3. 【感染予防対策①】大会(イベント)開催時における注意事項

(1)参加募集時の対応(参加者への事前注意事項)

- ・大会(イベント)参加募集に際して、感染拡大防止のために参加者が遵守すべき事項を明確にして、協力を求めることを通知すること。なお、協力を得られない参加者には、他の参加者の安全を確保する等の観点から、大会(イベント)への参加を取り消したり、途中退場を求めたりする必要があることを周知すること。
 - ・**大会期間**に陽性ならびに療養期間に該当する者の参加は認めない。
陽性者の療養期間の解除は、政府または居住の都道府県が定める期間を目安とすること。
 - ・参加者が体調不良に該当する場合は、自主的に参加を見合わせるなどの対応をとること。また、同居者が体調不良に該当する場合は、参加者本人の体調に留意し参加すること。
なお、参加者において、体調不良が見受けられた場合は、大会運営側で参加を認めない場合があることも周知すること。
- 【体調不良の例：発熱、咳、喉の痛み、倦怠感、**下痢、関節痛、息切れ**などがある場合。】
- ・政府からの入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航、又は当該在住者との濃厚接触がある場合で、政府の定める自宅待機期間が解除されていない者の参加を認めない。**なお、待機期間を要さない場合は、参加可能とする。**
 - ・チーム関係者全員に、感染発覚の際は都道府県支部(連盟・協会)に情報提供する必要があることを周知する。

- ・選手、チーム関係者、役員、審判員が球場に入る際のマスク着用は個人の判断とする。
- ・屋外利用施設内における唾、痰を吐く行為を厳禁とする。
- ・大会(イベント)中に、感染が判明した場合には、主催者は当該選手に対して出場辞退を勧告できる。(P7～)
- ・大会(イベント)終了後、参加者から感染が判明した場合には、参加チームの代表者に通知すること。

4. 【感染予防対策②】大会参加者の注意事項

(1)注意事項

- ・マスクの着用は個人の判断とする。
- ・会話をする場合には、屋内外問わず他者と距離を取ることを推奨する。
- ・利用施設内で飲食(昼食を摂るなど)を行う場合は、感染症対策を講じること。
- ・くしゃみや咳をする場合、マスクや袖、服の内側、ハンカチ等で口元を抑え、それらの部分には触れないようにする。
- ・会場内全ての場所において唾や痰を吐く行為を厳禁とする。
- ・飛沫や粘膜に触れたティッシュやタオルに触れた後は、手指消毒を実施する。
- ・喫煙所や更衣室は「密」になりやすい場所であるため、利用者同士で距離を保つ、もしくは利用時間をずらす等の工夫をし、利用者同士で譲り合って利用すること。
- ・体調不良者が出た場合は、速やかに本部へ申し出ること。
- ・大会期間中に感染者が発生(PCR検査または医療機関による診断)した場合には、大会本部で協議を行い、大会の継続および中止について判断する。
- ・練習及び試合で、選手同士が密集・密接となる場面での声出しは控える。(円陣等)
- ・ベンチ内においてマスクの着用は個人の判断に任せる。
- ・応援者については、観客席が「密」にならないように、一定の距離を保って観戦するように注意喚起を行うこと。(貼り紙をすることやアナウンスで呼びかけるなど。)
- ・応援者に対して、体調がよくない場合には自主的に観戦を中止するように注意喚起を行うこと。
- ・下表は応援方法の可能例(○)、禁止例(×)である。大会実施時の参考にすること。

拍手	○
通常の声援(マスク着用時のみ)	○(マスク非着用下での声出しは禁止)
タオル等を横に広げて左右に振る	○(振り回すことは禁止)
ハイタッチ	○
鳴り物の応援	○(ラッパ等呼気が発せられる物の応援は禁止)
指笛やホイッスル等の鳴り物応援	×(呼気が発せられることで音が出る応援は禁止)
ポータブル音響機器による応援	○(曲に合わせて歌うことは禁止)
メガホンを打ち鳴らしての応援	○(声援用にメガホンを使用することは禁止)

チアリーディングによる応援	○
---------------	---

5. 【感染予防対策③】運営側の対応

- ・練習場所および試合会場、観客席の入口に、**検温器**や消毒液、除菌シートなどを設置することを**推奨**する。
- ・使用施設内で**飲食(昼食と摂るなど)**を行う場合には、**感染症対策を講じる**こと。なお、**参加チームに対してもアナウンス等により注意を促す**こと。
- ・使用施設内の**換気を十分に**行うこと。
また、チームの入れ替え時には、選手ならびに関係者が密集しないように工夫すること。
- ・選手やチームを集めるなど、密集することがないように配慮すること。
例えば、試合前の整列・挨拶については、感染予防の観点から工夫すること。(P9 参照)
- ・参加チーム内および大会関係者、審判員において、体調不良者、感染疑い、感染者が発生した場合は、**状況等を把握し、大会運営側で大会中止・継続を協議し判断**すること。
なお、**状況に応じて、専門医に助言をもらい協議することを推奨**する。
- ・各地域の事情を踏まえ、本ガイドライン以外に必要なことは各支部で実施すること。

6. 【大会中止および出場辞退勧告について】

主催者として、事業・活動の可否判断は、「参加チーム選手、チームスタッフ、審判員、大会運営者・関係者の安全確保が最優先」であり、主催者が総合的な判断を持って行う。

中止を検討しなければならない状況について

(1)感染拡大が懸念される場合

- ・関係する自治体や主催者が、感染拡大が懸念されると判断した場合は事業・活動を中止すること。

なお、関係自治体による施設利用制限において、会場利用が認められない場合も含む。

(2)不可抗力によりチームが大会に参加できない場合

- ・不可抗力とは、都道府県内市区町村の自治体や行政により大会参加に関わる部分的な制限がある場合を指す。**また**、ブロックや全国事業の場合は、関係する都道府県の自治体や行政により移動制限・イベント開催制限がある場合を指す。
- ・学童、少年においては、自治体や関係団体の方針を考慮しながら主催者が検討し、判断すること。

(3)辞退によりチームが大会に参加できない場合

(新型コロナウイルス感染症によりチームが大会参加できない場合を指す。)

- ・新型コロナウイルス感染症による出場(参加)辞退についてペナルティは課さない。

- ・チーム事情によるものであるため、基本的には大会は実施/継続とする。

(4)出場辞退勧告について

- ・主催者は、大会までに陽性者の回復期間を満たさない場合は、出場禁止または参加資格を取り消すことができる。
- ・主催者は、出場チームに感染疑いが生じて安全性の判明が間に合わない場合は、出場辞退を勧告し、または参加資格を取り消すことができる。
- ・主催者は、大会中に出場チームに 37.5 度以上の発熱者および別に記載の新型コロナウイルス感染症を考慮する症状を有する者が生じた場合は、抗原検査キット等を使用し、検査を行い、陽性反応が出た場合には、当該者に対して出場禁止または参加資格を取り消すことができる。なお、それ以外のチーム内接触者については、自己の体調に留意しながら大会参加を可能とする。

(5)回復期間について

- ・有症状で新型コロナウイルス感染症と診断されたものは、発症日から 7 日間経過し、かつ、症状軽快後 24 時間経過した場合には 8 日目から解除可能とする。
ただし、10 日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温など自身による健康状態の確認や高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること。
また、マスクの着用などの自主的な感染予防行動の徹底に努めること。
- ・無症状で新型コロナウイルス感染症と診断されたものは、検体採取日から 7 日間を経過した場合には 8 日目に療養解除を可能とする。加えて、5 日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、5 日間経過後（6 日目）に解除を可能とする。ただし、7 日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温など自身による健康状態の確認や高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること。
また、マスクの着用などの自主的な感染予防行動の徹底に努めること。

(6)選手変更について

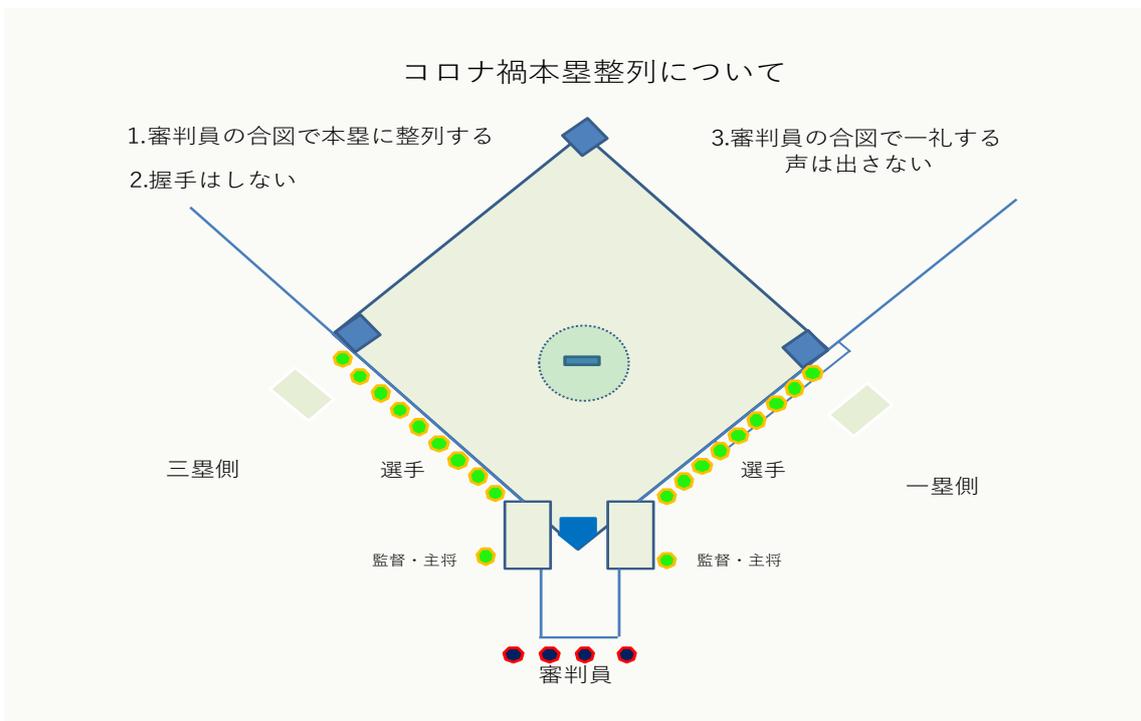
- ・新型コロナウイルス感染症に係る諸事情を理由に大会への参加が出来なくなった選手・チームスタッフが生じた場合は、大会・試合等に支障が出ない範囲で選手変更を認めるよう配慮すること。
但し、選手変更を認める場合には、変更可能期日を事前に設定し通知することや、チームの中に感染が判明した、あるいは感染が波及した可能性があるメンバーが複数名いる場合には変更は認めず、対戦相手ならびに大会関係者の安全確保を理由に出場辞退勧告を行う場合がある旨も周知すること。

(7)審判員ならびに大会役員、大会関係者について

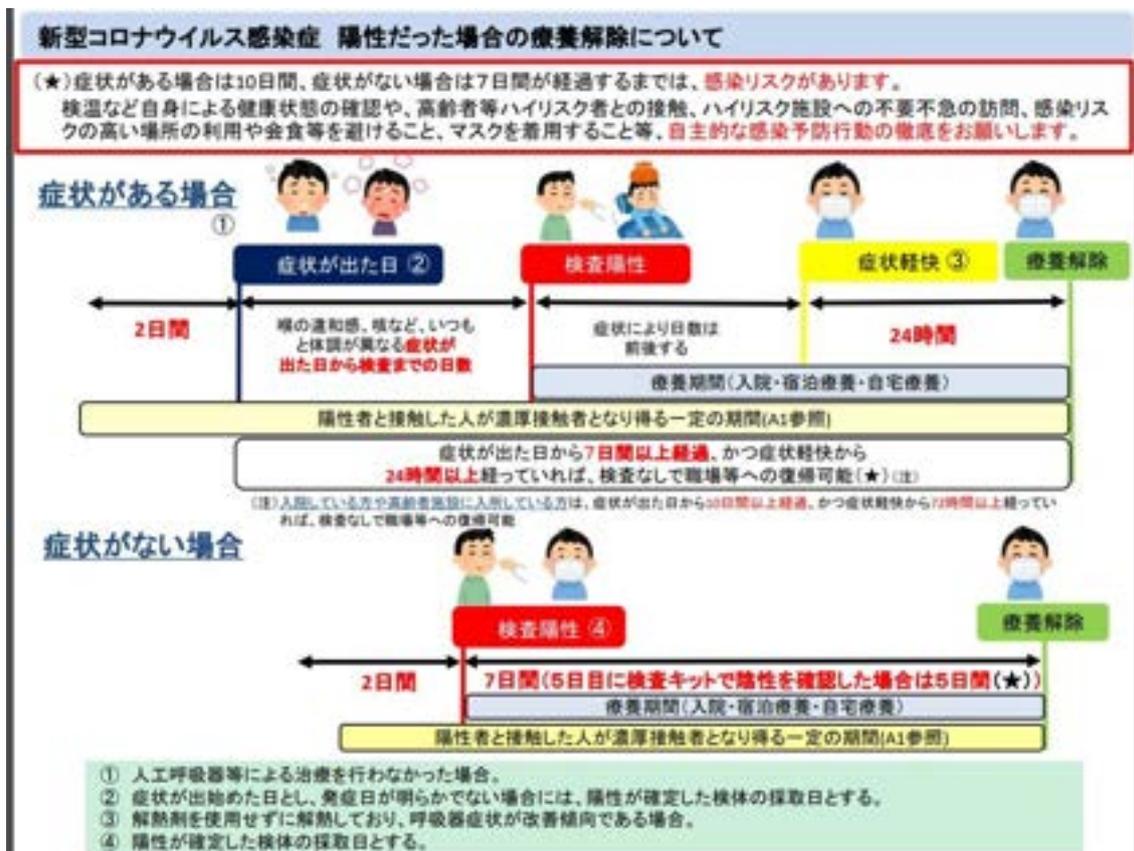
- ・審判員ならびに大会役員、大会関係者についてもマスクの着用は個人の判断に委ねることとする。
- ・体調がよくない場合には、自主的に参加を見合わせる。
- ・試合が行われた後に出場チームまたはチームスタッフ内に新型コロナウイルス感染症の疑いが発生した場合、(接触状況によっては)担当審判員も感染の可能性があることを理解すること。
なお、引き続き業務を行う場合には、当該者との接触状況の確認や自己の体調に留意した上で業務に従事すること。
- ・大会役員、大会関係者に感染疑い者が発生した場合、状況等を把握し、大会運営側で大会中止・継続を協議し判断すること。なお、状況に応じて、専門医に助言をもらい協議することを推奨する。

【参考資料集】

≪コロナ禍の本塁整列について(参考)≫



【陽性だった場合の療養解除について】



【参考文献】

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策基本的対処方針(令和2年3月28日(令和3年3月18日変更)・新型コロナウイルス感染症対策本部決定)
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000633503.pdf>
- ・ 新型コロナウイルスに関する Q&A(一般の方向け)・厚生労働省
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html
- ・ (2021年2月時点)新型コロナウイルス感染症の“いま”に関する11の知識
<https://www.mhlw.go.jp/content/000749530.pdf>
- ・ スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン(令和2年5月14日(令和3年2月15日改定)・公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会)
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyassessyokusya.html
- ・ 国民体育大会開催における新型コロナウイルス感染拡大防止に関する基本方針 第1版(2020年10月15日)・公益財団法人日本スポーツ協会
https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data0/kokutai/pdf/basic-policy_ver.1_20201015.pdf

- ・ JBA バスケットボール事業・活動実施ガイドライン(手引き) 第3版(2021年1月20日作成)・公益財団法人日本バスケットボール協会
http://www.japanbasketball.jp/wp-content/uploads/JBA_Guideline_3rd_20210120.pdf
- ・ 日本サッカー協会 JFA サッカー活動の再開に向けたガイドライン(第9版)
https://www.jfa.jp/about_jfa/guideline.pdf?0119
- ・ 厚生労働省 新型コロナウイルス最前線 <療養のための知識 Q&A>
【陽性だった場合の療養解除について】
https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou_kouhou/kouhou_shuppan/magazine/202109_00005.html
- ・ 埼玉県 濃厚接触者の考え方について
<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0710/covid-19/noukousessyokusya.html>
- ・ 厚生労働省 入国後の自宅待機期間の変更等について
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00342.html
- ・ 令和3年4月12日現在の JSBB 感染予防対策ガイドライン【更新版】の監修
国立病院機構北海道医療センター 小谷俊雄
- ・ (令和4年5月23日変更)新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針
- ・ JBA バスケットボール事業・活動実施ガイドライン(手引き) 第5版(2022年5月12日)
http://www.japanbasketball.jp/wp-content/uploads/JBA_Guideline_5th_20220512.pdf
- ・ JFA サッカー活動の再開に向けたガイドライン(第11版(2022年5月19日))
https://www.jfa.jp/about_jfa/guideline.pdf?1222
- ・ スポーツイベントの開催における感染拡大予防ガイドライン(令和4年12月26日改訂)
- ・ 新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直しについて
厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部(令和4年9月13日最終改正)
- ・ スポーツイベントの開催における感染拡大予防ガイドライン(令和4年12月26日改訂)
- ・ 「マスク着用の考え方等の見直し等について」を踏まえた業種別ガイドラインの見直しについて(依頼) 内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長(令和5年2月10日)
- ・ イベント開催等における感染防止安全計画等について(改定その10)
内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長(令和5年2月10日)
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更等について
内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室(令和5年2月10日)
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更等について(周知)
スポーツ庁政策課・スポーツ庁地域スポーツ課(令和5年2月13日)
- ・ 令和5年3月日現在の JSBB 感染予防対策ガイドライン【更新版】の監修
佐賀大学医学部附属病院 感染症制御部 青木洋介

以上